

答 申 第 7 4 号  
平成21年7月9日

兵庫県知事 様

情報公開審査会  
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年4月7日付け諮問第2号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定企業に係る建設工事請負契約書

## 答 申

### 第1 審査会の結論

特定企業と兵庫県との建設工事請負契約書( 県土整備部所管及び丹波県民局所管 ) を部分公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書( 以下「本件公文書」という。 ) の公開請求に対して、兵庫県知事( 以下「実施機関」という。 ) が平成21年1月15日付けで行った部分公開決定を取消し、全部公開を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおりである。

特定企業と兵庫県がこれまでに締結した契約は、競売入札妨害、公務員守秘義務違反の疑いがあり、検察官への告発を検討している。公共工事である以上、原則として、公開しない部分があってはならない。

### 第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

#### 1 本件公文書について

本件公文書の内容は、平成15年度、16年度及び19年度に締結された県土整備部所管の電気設備工事3件、平成18年度に締結された丹波県民局所管の道路環境整備工事1件及び平成19年度に締結された丹波県民局所管の照明設備設置工事2件に係る建設工事請負契約書である。

なお、部分公開決定通知書と同時に公開方法の手続を記載した公開方法等申出書の返送がなかったので、本件公文書の公開実施は行っていない。

#### 2 異議申立てに係る公開しない部分とその理由

本件公文書の部分公開決定において、非公開とした部分は、特定企業の代表取締役の印影であり、当該印影は神戸地方法務局柏原支局に登録されたものであることを、実施機関において当該企業に対し確認している。

また、情報公開審査会に名称変更される前の公文書公開審査会は、平成

5年3月19日付け答申第11号で法人及び事業を営む個人の印影を非公開としたことは妥当であると述べている。

以上のことから、本件公文書における企業の代表者の印影は、契約行為をはじめとする当該企業の経済活動における意思表示の認証としての役割を果たすもので、当該企業において厳重に保管・管理されているものであるため、これを公にした場合、偽造・悪用され犯罪等に利用されることにより、公正な事業運営が損なわれるものと認められ、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、当該非公開部分は情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第2号の非公開事由に該当する。

#### 第4 審査会の判断

1 実施機関は、本件公文書に記録されている特定企業の代表取締役の印影が、条例第6条第2号に該当するとして非公開としていることから、以下検討する。

2 条例第6条第2号は、「法人その他の団体……に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「非公開情報」としている。

これは法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害の防止を目的とした趣旨と解される。

3 本件公文書は、特定企業と兵庫県との間に締結された6件の建設工事請負契約書であり、契約の相手方である企業の代表取締役の印影が非公開とされている。

当審査会において本件公文書を見分したところ、非公開とされた印影は、特定企業の代表取締役の印影であり、これは法人に関する情報であると認められる。

法人の印影は、我が国の従来慣行から取引関係において、重要な役割を果たしており、押印者は押印に際して、みだりに公にされることのないよう、細心の注意を払っていると認められる。

4 したがって、本件公文書に記録された企業の代表取締役の印影は、これを自らが公にする場合はともかく、公文書公開制度においてこれを公にすると、当該企業に不測の損害を与え、ひいては企業の正当な利益を害する

おそれがあると認められる。

- 5 よって、本件公文書を公開することにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものと解されるので、条例第6条第2号の非公開事由に該当する。
- 6 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
平成21年 4月 7日	・ 諮問書の受領
平成21年 4月17日	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
平成21年 5月18日 (第207回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
平成21年 6月22日 (第208回審査会)	・ 審議
平成21年 7月 9日	・ 答申